

令和6年4月1日から ウェブサイトへの料金等の掲載 が義務付けられます。

[改正事項]

営業所等の特定の場所において書面で掲示されている料金・約款等について、適用除外となる場合（※）を除き、インターネットによる閲覧を可能とし、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図る。

料金・約款等の掲示

【現行】

営業所等での書面の掲示



【改正後】

インターネット
による閲覧を可能に



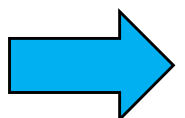
利用者保護や利便性、デジタルデバインドへの配慮の観点から、書面による掲示も維持

（※）適用除外となる場合

以下のいずれかに該当する場合、従前どおり、営業所等における掲示のみで差し支えありません。

1. 倉庫業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合
2. 倉庫業者が自ら管理するウェブサイトを持っていない場合

よくある質問（裏面）も御覧ください。



よくある質問

～「書面掲示規制」の見直し～

【問1】「倉庫業に常時使用する従業員」には事務員を含みますか。また、別の事業にのみ携わる従業員は含みますか。

【回答】事務員を含みます。倉庫業以外にのみ携わる従業員は含みません。

【問2】「倉庫業に常時使用する従業員」には派遣従業員、アルバイトなどの非正規職員を含みますか。

【回答】労働基準法第20条に定める「解雇の予告を必要とする労働者」に該当する場合に含みます。

【問3】掲載する料金は、原則、個人消費者を対象とするものだけですか。

【回答】そのとおりです。トランクルーム料金を掲載していただきます。なお、掲載（掲示）する内容は従前から変更ありません。

【問4】グループ会社の親会社がウェブサイト进行管理しており、子会社である弊社では管理していません。ウェブサイトへの掲載は必要ですか。

【回答】倉庫業者自身がウェブサイト进行管理していなければ、掲載の義務はありません。ただし、親会社のウェブサイトにも専用のページがありましたら、掲載が望ましいです。

【問5】トランクルーム認定証を紛失しました。どのように掲載（掲示）すれば良いですか。

【回答】再交付はできませんので、認定証に記載されている内容（トランクルームの名称及び位置、性能）を任意の様式で掲載（掲示）してください。

【問6】施行日までに掲載できません。猶予期間はありますか。

【回答】猶予期間はありません。

【お問合せ先】

〒730-8544

広島県広島市中区上八丁堀6番30号

広島合同庁舎4号館

中国運輸局 交通政策部 環境・物流課

T E L : 082-228-3496

E - M a i l : cgt-ecologi@gxb.mlit.go.jp